

別紙Ⅱ 有機農業新規参入者技術習得支援事業

第1 事業の内容

新たに有機農業に取り組む農業者（営農の一部若しくは全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内である又は今後取り組むことを予定しているものをいう。以下別紙Ⅱにおいて同じ。）が、有機 JAS の制度や技術的基準、品目別の有機農業の栽培技術等を習得するため、有機 JAS に関する研修や初回のほ場実地検査（以下「有機 JAS ほ場実地検査」という。）の受講・受検及び品目別の有機農業の栽培技術を習得する講習会の開催を支援する。

第2 事業の取組内容

本事業で支援する取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有機 JAS 制度に関する研修等の受講・受検の支援

本事業の支援対象となる農業者（以下「支援対象者」という。）に対し、有機 JAS 講習会の受講及び有機 JAS ほ場実地検査の受検の機会を提供するため、(2)により必要な経費を支援するものとする。

(2) 品目別技術習得講習会の開催

新たに有機農業に取り組む農業者を対象にした栽培技術講習会を開催する。講習会は、複数の品目を対象とし複数回開催するものとし、生産現場における取組事例を紹介するのみならず、新たに有機農業に取り組む農業者が科学的・経営的視点が得られる様なものであること、また有機農業者に対する指導人材（有機農業指導員等）等も参加が可能となるよう開催形式、開催時期や開催場所、内容等を工夫したものとする。

(3) 有機農業に関する経営データの収集・取りまとめ

新たに有機農業に取り組む農業者の経営向上のため、全国において有機農業に取り組む農業者の経営に関する指標の調査及び取りまとめを実施する。経営に関する指標は、複数の品目、産地及び経営構造を対象とし、それぞれの品目等での比較を可能とするよう工夫したものとする。また、取りまとめたデータを基に(2)で取り組む講習会で使用できる資料とする。

(4) 受講・受検の成果のフォローアップ

支援対象者の研修等の受講・受検の成果を把握するため、有機 JAS の制度等及び有機 JAS ほ場実地検査に関する理解度並びに有機 JAS 認証取得に向けた取組状況を把握するアンケート調査等を行うものとする。

(5) 事業リーフレットの作成及び支援希望者の募集

(1)の支援や(2)の講習会への参加を希望する者を募集するため、本事業の支援内容や手続等を説明するリーフレットの作成、事業説明会の開催、インターネット、SNS等を活用した告知や希望者の募集を行うものとする。

第3 有機 JAS 制度に関する研修等の受講・受検に係る経費の支援

第2(1)の支援は、次のとおりとする。

(1) 支援対象者の要件

支援対象者は、以下のアからエまでの全ての要件を満たすものとする。

- ア 営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内である若しくは今後取り組むことを予定していること。
- イ 過去に有機 JAS ほ場実地検査を受けていないこと。
- ウ 本事業終了後、有機 JAS 認証を取得する意向があること。
- エ (4) のアンケート調査や、事業実施主体が事業実施年度の翌年度以降に行う有機 JAS 認証取得状況調査に協力すること。

(2) 補助対象経費及び上限額

支援対象者の補助対象経費及び上限額は、以下のア及びイとする。なお、他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組は補助対象としない。

ア 有機 JAS 講習会の補助対象経費は、講習会受講料（教材費を含む。）の実費のみとし、上限額は1支援対象者当たり 30,000 円とする。交通費、宿泊費は対象外とする。

イ 有機 JAS ほ場実地検査の補助対象経費は、検査料（検査員の交通費を含む。宿泊費は支援対象としない。）の実費のみとし、上限額は1支援対象者当たり 90,000 円とする。

(3) 支援対象者の数

有機 JAS 講習会の受講者 130 名、有機 JAS ほ場実地検査の受検者 65 名を想定しているが、これ以上の応募があった場合は予算の範囲内で支援するものとする。

(4) 手続の流れ

支援対象者への交付等に係る手続は次のとおり行うものとする。

ア 要領の作成

事業実施主体は、本取組の実施に当たり、あらかじめ、取組の趣旨、内容、仕組み、支援対象者への補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、別記様式第6号により農産局長に提出の上、その承認を受けるものとする。

イ 支援対象者の公募及び採択

(ア) 事業実施主体は、支援対象者を公募し、その際、応募者から書面を提出させ、提出のあった書面について審査を行い、内容に不備等がない場合には、予算の範囲内で支援対象者を選考・採択し、採択された旨を応募者に通知するものとする。内容の不備等により採択しなかった場合にも、その旨を通知するものとする。

(イ) 事業実施主体は、支援対象者の採択結果を別記様式第7号により取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

ウ 支援対象者の実績報告及び補助金の交付

(ア) 事業実施主体は、支援対象者に対し、取組完了後の実績報告を求めるものとする。

(イ) 事業実施主体は、支援対象者から(ア)の報告があった場合は、内容に遺漏無きことを確認した上で、当該支援対象者に補助金を交付するものとする。

エ 支援対象者の進捗状況把握

事業実施主体は、必要に応じて支援対象者から報告を求めること等により、取組の進捗状況を把握するものとする。

オ 支援対象者の認証取得状況報告

事業実施主体は、支援対象者における有機 JAS 認証の取得状況（未取得の場合

にはその理由)を把握するため、事業実施年度の翌年度から令和9年度まで、毎年度、支援対象者に対し、6月末までに有機JAS認証の取得状況について報告させるものとする。

第4 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ア 補助金交付に係る事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- イ 個人情報保護法(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守するための規定や体制を有し、情報通信技術に関する知見を有する者が参画していること。

(2) 補助要件

- ア 第2に掲げる取組内容を全て行うこと。
- イ 中立・公正な立場で全国各地の農業者に支援を行うこと。
- ウ 支援対象者の有機JAS認証の取得状況を取りまとめ、事業実施年度の翌年度から令和9年度まで、毎年度、農産局長に報告すること。

第5 成果目標の設定

本事業の成果目標は(1)及び(2)とし、目標年度は令和5年度とする。

- (1) 事業説明会の開催やインターネット、SNS等を活用した告知等を10回以上実施。
- (2) 品目別技術習得講習会に、累計100名以上参加。

第6 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

- ア 全国の新規就農者へのサポートを提供する業務を行っている者が参画しているか。
- イ 全国の有機農業者へのサポートを提供する業務を行っている者が参画しているか。
- ウ インターネットを通じた募集等の業務を行っている者が参画しているか。
- エ 有機JAS制度に関する知見を有する者が参画しているか。
- オ 事業終了後の支援対象者へのフォローアップ体制があるか。

(2) 取組の高度化

- ア 農業者との申請や交付に係る手続方法が書類の簡素化に資する計画となっているか。
- イ 事業終了後のフォローアップの方法が具体的な計画になっているか。
- ウ 品目別技術習得研修会が、全国3カ所以上(オンライン開催は1カ所とする)で計画されている。
- エ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが2つ以上あるか。

オ 本事業の取組内容のほか、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、提供可能なサービスが3つ以上あるか。